

## 平成26年度第3回行政監査結果報告書（概要）

### 第1 監査実施概要

#### I 監査テーマ（P1）

「プロポーザル方式による契約」

#### II 監査テーマ選定の趣旨（P1）

区は、競争入札に適さないと認められ随意契約を行う場合には、プロポーザル方式による事業者選定方法を取り入れている。プロポーザル方式による契約は、価格だけでなく、実績、専門性、技術力等を勘案し、事業者を選定することから、適正な事務処理が求められている。

そこで、平成26年度第3回行政監査では、プロポーザル方式による契約事務は適正に行われているか、事業者の選定は公正に行われているか、契約の履行確認は適切に行われているかなどの観点から検証を行った。

#### III 監査の着眼点（P1）

- 1 プロポーザル方式による契約事務は、適正に行われているか。
- 2 プロポーザル方式による事業者の選定は、公正に行われているか。
- 3 契約の履行確認は、適切に行われているか。

#### IV 監査対象（P1）

（聞き取り調査対象部課）

- 1 契約事務を統括する課  
総務部 契約管財課
- 2 平成24年度にプロポーザル方式により事業者を選定し、平成25年度に契約及び支出を行った5部8課（委託事業名は図表1のとおり）

なお、監査対象案件としたのは、契約金額が1千万円以上の業務委託契約である。

産業経済部	産業振興課
健康生きがい部	国保年金課、おとしより保健福祉センター
福祉部	板橋福祉事務所
子ども家庭部	保育サービス課
教育委員会事務局	庶務課、学務課、指導室

図表1 監査対象とした所管課、委託事業名

所管課	委託事業名
産業振興課	板橋区若者就職サポート事業委託
国保年金課	板橋区保険料訪問徴収業務委託
おとしより保健福祉センター	二次予防事業対象者把握事業実施委託
板橋福祉事務所	板橋区就労意欲喚起等支援事業及び住宅支援給付事業相談支援等業務委託
保育サービス課	板橋保育ルーム事業委託
庶務課	学校用務業務委託
学務課	学校給食調理等業務委託
指導室	板橋区立学校外国人指導員による英語指導業務委託

## V 監査実施期間（P2）

平成26年7月31日（木）～平成27年2月12日（木）

## 第2 監査結果

### I 区契約事務における現況と問題点（P3）

- 1 区契約事務の概況（P3）
- 2 プロポーザル方式による契約の概況（P23）

## II 検討・改善を求める事項（P53）

### 着眼点1 プロポーザル方式による契約事務は、適正に行われているか。

#### 1 契約事務の手引の改訂（P20）

契約管財課は、契約事務に関する適正な事務手続きを行うため、契約事務の手引を平成7年度に作成した。平成18年度には、一部内容を改訂し、全庁LANのポータルサイトに掲載している。

しかし、平成16年度には電子調達が稼動し、その後消費税率が変更される等契約事務は変化しているにもかかわらず、その内容が契約事務の手引に反映されていない状況である。

契約管財課においては、職員が契約事務を適正に行うために、契約事務の手引の改訂を行い、必要に応じて通知文を契約事務の手引に掲載されたい。

#### 2 プロポーザル方式手引きの改訂（P23）

区要綱制定後、平成21年に契約管財課は、職員の執務の参考資料として、「プロポーザル方式手引き」（以下、「手引き」という。）を作成し、全庁LANのポータルサイトに掲載している。

所管課は、区要綱及び手引きを基に、プロポーザル方式による契約を行っているが、所管課によって契約の<sup>そこ</sup>手続方法は異なっていた。

契約管財課は、プロポーザル方式による契約事務が効率的かつ適正に行われるよう手引きの見直しを行われたい。

### 着眼点2 プロポーザル方式による事業者の選定方法は、公正に行われているか。

#### 1 プロポーザル方式による評価の基準の整備（P43）

最適な提案者を選定する評価基準については、選定の結果について正当に説明ができるだけの公正性、透明性、競争性を備えていなければならない。

契約管財課においては、プロポーザル方式を実施するにあたり必要な事項を定めた区要綱と手引きの内容に、不明確な点や齟齬がないか確認するとともに、第一次並びに第二次審査の評価基準のあり方について検討し、所管課が実施要領を制定する際には、契約管財課に協議する等、チェック体制を整備されたい。

#### 2 同一事業者と単年度の契約を複数回行う場合の基準の作成（P52）

区の契約の原則は、長期継続契約等を除き単年度契約である。事業の継続性を理由に、単年度契約を複数回更新しているものについては、例外的な契約であり、更新の際には仕様に基づき、1年にわたる履行状況が良好であることを厳密に確認することが必要である。

契約管財課では、更新年数の定め方、根拠についての基準を定めていない。

事業者の履行状況が良好であり、該当の予算がある場合において、次年度以降は、特命随意契約により契約することができる。

契約管財課においては、同一事業者と単年度の契約を複数回更新する場合について、統一した基準や指針を整備されたい。

### 着眼点3 契約の履行確認は、適切に行われているか。

#### 1 検査（履行確認）事務の手引きの作成（P19）

主管課で行う履行確認方法については、契約事務の手引きに記載され、平成18年度に契約管財課から主管課に委託における履行確認の徹底等を通知しているが、その後統一したマニュアル等は作成されていない。

契約管財課においては、職員が契約の履行の確認をどのように行っているか把握するとともに、検査事務を適正に行うために、検査事務についての手引等を整備されたい。

#### 2 単年度契約を複数回更新しているものについての履行の評価の検討（P52）

区の契約の原則は、長期継続契約等を除き単年度契約である。事業の継続性を理由に、単年度契約を複数回更新しているものについては、例外的な契約であり、更新の際には仕様に基つき、1年にわたる履行状況が良好であることを厳密に確認することが必要である。

契約管財課においては、プロポーザル方式により契約した事業について、前年度の評価をすることを義務付けていない。契約の透明性を確保するため、所管課は単年度契約を複数回更新しているものについて、履行の評価等を行うことを徹底されたい。

### Ⅲ 総括意見（P56）

#### ○ プロポーザル方式の採用について、判断を慎重に行うことについて

本来、地方自治体の契約は、不特定多数の参加を求め、そのうち、区に最も有利な価格で申し込みをした者を契約の相手方とする方法である一般競争入札によることが原則である。プロポーザル方式による契約を含む随意契約は、あくまでも特例である。

区は、これまで直接実施していた事務事業を、民間事業者に委託することにより、経費節減やサービス向上の効果をあげてきた。この事業者の決定に、多く活用されているのが、プロポーザル方式である。これらの事業では、長期にわたってノウハウが蓄積され、現在では区も詳細な仕様書も作成でき、また、事業を担う十分な能力を持つ事業者も複数成長した。

所管課は、競争入札に適さず、プロポーザル方式による契約を採用することについて、十分な検討を加える必要がある。

仕様書に委託事業内容が盛り込まれていれば、参加資格要件を厳密に定めようとして、価格競争が可能な事業分野もあると判断する。

所管課及び契約管財課は、常に契約方法を見直す意識を持つことが必要である。

#### ○ プロポーザル方式を含む契約の手続を、適正に行うことについて

プロポーザル方式による、契約の相手先を決定する一連の手続は、事務が煩雑なため2～4か月間を要し、所管課においても事業者においても負担は大きいものとなっている。特に所管課は、各要領の制定については、起案文書により意思決定を行っていたが、選定委員会の開催及び実施結果等について手続を適正に行っていなかったもの等が見受けられた。

プロポーザル方式の採用、選定委員会の運営、審査会の実施方法、評価結果の公表など、全体として統一された方式が確立されているとは言えない。

区においては、職員がプロポーザル方式を含む契約事務の手続を適正に行うため、区契約事務の手引、プロポーザル方式手引き等を整備し、職員に周知、徹底を図られたい。

区の契約事務の透明性、公正性を確保する観点からも、一貫性、統一性のある手続の確立が必要である。

以上の視点を踏まえ、プロポーザル方式による契約を実施するにあたっては、透明性、公平性、競争性及び有効性を確保した契約事務を行われるよう一層の努力を重ねられるよう期待する。